

特115

961

力 一 式

國內商賈實踐豫修書

岡 田 市 治 編



東 京

三 省 堂 發 兌



持115  
961



業務及會計日記

下力  
式1  
内國商業實踐豫修書

岡田  
市治

正編  
28  
交



(組合契約書)

(組合契約書)

(組合契約書)

(業務細則)

(業務細則)

(業務細則)

二、組合の商號を福富商會と定む、堅木敏三郎を商會支配人に選任す、  
以上二件の登記申請をなし登記料各金七圓計金拾四圓を支拂ふ  
申請書寫次の如し

(商號登記申請)

(支配人登記申請)



(支配人登記申請)



四、福田金作より金銭出納主任として塚本鐵吉を推舉し富山吉彌之を承諾し月給金貳拾圓を給することを約す  
次の通り店員を採用す

小西勇三	月給 拾七圓	簿記方
山本正吉	同 貳拾圓	賣買主任
石田太郎	同 拾五圓	賣買掛
大西洋吉	同 拾圓	同上
外に見習	野口宗吉 同 五圓	
雇	木元仁一 同 五圓	炊夫兼小使

大西洋吉、野口宗吉、木元仁一の三名を商店内に宿泊せしめ店費を以て賄ふ

店員五名より誓約書を差入れしむ(誓約書略す前掲参照)

第二回

五、吉田豊吉氏の紹介にて株式會社商業銀行と當座取引を約し現金參千圓を預入る

關係書類

- (1) 紹介狀
- (2) 當座預金取引申込書
- (3) 當座預金約定書
- (4) 印鑑筆蹟
- (5) 通帳
- (6) 入金票の綴込
- (7) 小切手帳(受取書略す)

紹介狀

住所  
職業

右ハ貴行ト當座勘定取引相開キ度旨被申出候間此段御紹介候也

大正 年 月 日

紹介人

株式會社商業銀行御中

當座預金取引申込書

貴行當座預リ金規定及小切手用法トモ承認ノ上取引  
相開度候ニ付此段申込候也

大正 年 月 日

株式會社商業銀行御中

當座勘定約定書

今般貴行ト當座勘定相開候ニ付テハ貴行ヨリ交付セ  
ラレタル當座勘定通帳ノ首葉ニ掲載セル當座勘定規  
定及小切手帳ノ首葉ニ掲載セル小切手用法承諾ノ上  
取引可致候也

大正 年 月 日

株式會社商業銀行御中



當座預金入金票 No.		當座預金入金票 No.	
一	大正 年 月 日	一	大正 年 月 日
内		内	
現金		現金	
現		現	
當行切手手形		當行切手手形	
他店切手手形		他店切手手形	
計		計	

手切小	大正 年 月 日	第 號
先渡高		當座小切手

右金額名差人又、此切手持參人、  
御拂渡可被成候也  
大正 年 月 日  
株式會社商業銀行御中

渡先

六、 開店諸費用及買入品代金を現金にて支拂ふ  
 九月三日(火曜日)  
 第三回

九月三日(火曜日)

第三回

六、開店諸費用及買入品代金を現金にて支拂ふ

一 塚口商店拂店用夜具蒲團中物並物取合せ四組並に蚊張二吊代  
金四拾圓

二 永田商店拂店用器具(什器明細帳の通)代金貳百拾貳圓

三 竹内金庫店拂第十二號金庫一個代金貳百七拾圓

四 長瀬印刷製本所拂帳簿及印刷代金七拾圓

五 雜品代金拾五圓五拾六錢

六 事務室模様替大工芳本金助拂金六圓七拾錢

七 開業諸入費金六拾七圓五拾錢

八 郵便切手、收入印紙、端書買入金拾圓

合計 金六百九拾壹圓七拾六錢也

第四回

七、東京火災保險株式會社に於て營業用家屋及倉庫に對し火災保險契約をなす、保險料金九拾參圓七拾五錢を現金にて支拂ふ  
關係書類

(1) 火災保險申込書

(2) 火災保險假證券

東京火災保險株式會社御中 住所 大正 年 月 日 火災保險契約相成度同約款承認ノ上申込候也 右之通相違無之候間貴社火災保險約款ニ據リ		付 = 圓 千 但 近隣ノ隣ノ有票ニ 狀況無ノ 重其他項 保契約		保險金 自 大正 年 月 日 午 時 至 大正 年 月 日 午後四時		號券券證 料 險 保		火災保險申込書 取扱支店 又代理店	
保險目的	構造坪數	時價	所	在					

火災保險假證券

一 保險價額

一 保險金額

一 保險目的ノ所在

一 保險目的

一 保險期間

自大正 年 月 日 午後 時 至大正 年 月 日 午後 四時

一 保險料金

右保險料正ニ領収致候追テ火災保險證券交付

致候返ハ此假證券ハ火災保險證券ト同一ノ効

力ヲ有スルモノ也

大正 年 月 日

東京ニ於テ

東京火災保險株式會社

支配人

殿

火災保險證券交付ノ後ハ此假證券ハ無効ノ懸紙タルベシ

九月四日(水曜日)

第五回

八、 深川區佐賀町二丁目森田正作より電話浪花五五五番を買入れ代  
金參百七拾圓の半金を即時拂とし残金は電話機移轉取付濟の上支拂  
ふことを約し之に名義書換料金五圓及び機械移轉料金拾五圓を合せ  
總計金貳百五圓を小切手第一號にて支拂ふ、電信局に電信略號登記を  
受け登記料半期分六圓を現金にて支拂ふ

關係書類

(1) 電話讓受覺書

(2) 小切手

(3) 領收書

(4) 電信略號登記請求書



(電話讀受覽書)

第

號

當座小切手

渡先



右金額名差人又ハ此切手持參人ハ

御拂渡可被成候也

大正 年 月 日

株式會社商業銀行御中



手	切	小			
			大正	年	月 日
	先	渡			
		高			
		金			

(領收書)


第 號 電信略號登記請求書 Application for the use of a Telegraph Code Address.

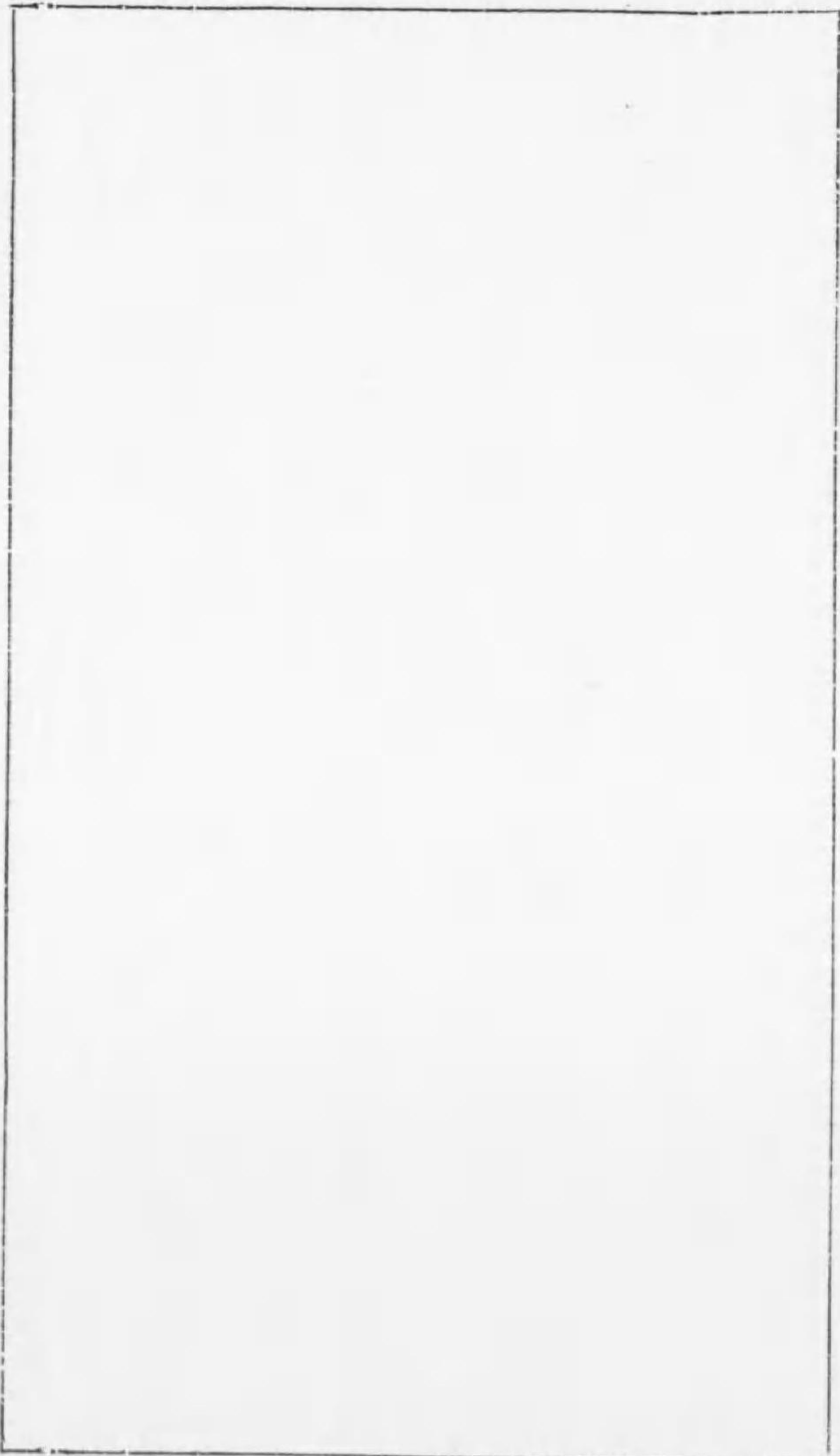
Tokio, 19 Period of Registration.

第 號 電信略號登記請求書  
*Application for the use of a Telegraph Code Address.*

Tokio,.....19.....		自大正 年 月 日		取 扱
		至大正 年 月 日		
Period of Registration.		Address Represented (to be written in full.)		
略 號		申 込 人 住 所 氏 名		料 金
Registered Words.				Fee.

九、開業披露狀を印刷し東京及横濱の重なる向へ郵送し同時に時事、中外商業、國民の三新聞紙へ開業の廣告をなす、披露狀及廣告文案次の如し

(披露狀)



第七回

十、浅草山田商店(山田謙吉)より次の注文を受け即時送荷す(馬力運送  
賃買手持)

星印小麦粉小袋 壹千袋

当店庫渡貳圓貳拾八錢替

金貳千貳百八拾圓也

右代金として同店振出十月五日拂約束手形を受取る、此手形は當店に  
於て必要の節は他へ割引讓渡し得ることを約す、荷物引渡立會のため  
店員石田太郎出張す

關係書類

(1) 約束手形

(2) 荷物判取帳

(3) 領收書

受取人
金額
場所
支拂
番号

大正
支
支
振
手
右
金
一
第

號番	支拂	場所	金額	受取人
口出振	支拂	期日		

第 號  
約束手形

一金  
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ハ此  
手形引換ニ無相違御仕拂可申候也

振出地  
支拂期日  
支拂場所  
大正 年 月 日

表面金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	表面金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
-----------	------------------	----------	-----------	------------------	----------	-----------	------------------	----------	-----------	------------------	----------	-----------	------------------	----------	-----------	------------------	----------

(貨物列取帳)

<p>→ 右貨物相改ノ領收仕候也 月 日</p>	<p>→ 右貨物相改ノ領收仕候也 月 日</p>
----------------------------------	----------------------------------

(領收書)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

九月五日(木曜日)

第八回

十一、本郷中村音吉商店へ次の通り現金にて賣渡し即時送荷す(馬力

運送賣買手時)

九月五日(木曜日)

第八回

十一、本郷中村音吉商店へ次の通り現金にて賣渡し即時送荷す(馬力運送賃買手持)

BEST印小麥粉小袋 五百袋

當店庫渡貳圓七拾八錢替

金壹千參百九拾圓也

貨物引渡のため店員石田太郎出張す

關係書類

(1)貨物判取帳

(2)請求書附領收書

(貨物判取帳)

右貨物相改ノ領收仕候也	一	月	日
右貨物相改ノ領收仕候也	一	月	日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第九回

十二、東京火災保険株式會社より本證券を交付せしに付き假證券を返付す

關係書類

- (1) 火災保險假證券(第四回の七参照)
- (2) 火災保險證券



第 號

# 火災保險證券

保險契約者

一 保險價額	自大正 年 月 日 午 時
一 保險金額	至大正 年 月 日 午後四時
一 保險料	
一 保險期間	
一 保險ノ目的所在	
一 保險ノ目的	

右保險ノ目的ノ所有者

殿大正 年 月 日當會社ト火災保險契約  
 ヲ結ヒ前記ノ保險金額金 圓ニ對シ大正 年  
 月 日ヨリ大正 年 月 日ニ至ル期間ノ火災保險  
 料トシテ金 當會社ニ拂込ミタルヲ以テ當  
 會社ハ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目的ノ  
 火災ヲ保險スルモノ也

大正 年 月 日

東京火災保險株式會社

社 長

支配人

### 火災保險約款

- 第一條 當會社ハ此約款ニ從ヒ火災ノ爲メニ保險ノ目的ニ生シタル損害ヲ填補スルモノトス
- 第二條 當會社ノ保險契約ノ責任ハ保險料ヲ領收シタル時ニ始マリ保險契約期間ノ最終日ノ午後四時ヲ以テ終ルモノトス
- 第三條 建物ノ保險ニ於テハ門、圍障、牆壁、物置、納屋其他ノ附屬建物ハ特ニ保險證券ニ明記シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス
- 第四條 貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、證書、有價證券、書畫、稿本彫刻物、古器物其他普通價額ヲ有セサルモノハ特ニ保險證券ニ明記シテ保險ヲ爲シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効トス  
保險契約者カ保險申込ノ當時保險契約ニ重要ナル事項ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキ  
保險申込ノ當時同一ノ目的ニ付キ保險契約者又ハ其他ノ者ト他ノ保險者トノ間ニ締結シタル保險契約カ存在スル場合ニ其他ノ人ノ爲ニ保險契約ヲ締結スル者カ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ  
他人ノ爲ニ保險契約ヲ締結スル者カ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ  
保險契約者又ハ被保險者カ知ルト否トテ問ハス保險契約ノ當時保險ノ目的既ニ火災ニ罹リ居リタルトキ又ハ火災ニ罹ルヘキ原因既ニ發生シ居リタルトキ
- 第六條 保險金額カ保險ノ目的ノ價額ヲ超過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス
- 第七條 保險契約者又ハ被保險者ニ於テ當會社ノ保險シタル目的ニ付キ重テ他ノ保險者ト保險契約ヲ締結セントスルトキハ豫メ當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第八條 保險契約者又ハ被保險者ト重テ保險契約ヲ締結シタル事實ヲ知リタルトキモ亦遲滞ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ  
會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第九條 保險契約者又ハ被保險者カ保險ノ目的ト共ニ保險契約ニ因リテ生シタル權利ヲ讓渡シタルトキハ危險ノ増加變更ナキ場合ト雖モ讓渡人讓受人ヨリ遲滞ナク當會社ニ申出テ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ受クヘシ
- 第十條 當會社ハ保險契約存續中何時ニテモ保險ノ目的ヲ検査スルコトヲ得ルモノトス
- 第十一條 第七條乃至第九條ニヨリ保險證券ニ承認ノ裏書ヲ請求スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス
- 第十二條 検査ヲ正當ノ理由ナクシテ拒絶シタルトキハ當會社ハ保險契約ヲ解除シ申込ムコトヲ得
- 第十三條 第七條乃至第九條ノ承認ノ裏書ヲ請求シタルトキ又ハ第十條ノ検査ヲ實施シタルトキ當會社ニ於テ危險ニ増加、變更アリト認メタル場合ニ保險契約ヲ解除シ又ハ被保險料ヲ增加スルモノトス
- 第十四條 保險ノ目的ハ火災ニ罹リタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ヨリ遲滞ナク書面ヲ以テ之ヲ當會社ニ通知シ十五日以内ニ火災ノ狀況調査及ヒ損害見積書ヲ作り一名以上ノ保證人ト連署捺印シテ之ヲ當會社ニ差出スヘシ當會社ヨリ説明證明等ヲ請求シタル事項ニ付テハ遲滞ナク正實ニ其説明證明ヲ爲スヘシ
- 第十五條 保險ノ目的ハ火災ノ爲メニ損害ヲ生シタルトキハ當會社ニ於テ必要アルトキハ一時目的ヲ保管シ又ハ他ニ移轉スルコトアルヘシ
- 第十六條 損害ハ保險契約者又ハ被保險者ヨリ第十二條ノ手續ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ填補スルモノトス但シ當會社ニ於テ本項ノ期間内ニ必要ナル取調ヲ終了スルコト能ハサルトキ又ハ修繕、再築ヲ以テ損害ヲ填補スル場合ハ此限ニアラス
- 第十七條 損害ハ通常通貨ヲ以テ填補スルモノトス但當會社ノ都合ニヨリ現品ノ交付又ハ修繕、再築等ノ方法ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ
- 第十八條 左ニ掲グル損害ハ當會社填補ノ責任ニ任セス  
一 火災ノ際保險ノ目的紛失シ又ハ竊取セラレタルヨリ生シタル損害  
一 火災ノ目的ノ性質、瑕疵又ハ自然ノ消滅ニヨリ生シタル損害  
一 一戰争、暴動其他ノ事變ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其延燒其他ノ損害  
一 原因ノ直接ト間接トヲ問ハズ地震又ハ噴火ノ爲メニ生シタル火災及ヒ其延燒其他ノ損害  
一 保險ノ目的中ニ存在シ又ハ目的ニ附屬シタル汽機、汽機其他機關ノ破裂又ハ火薬ノ爆發ノ爲メニ生シタル火災其他ノ損害  
一 保險契約者又ハ被保險者カ法律命令ニ違反シタルニ因リ生シタル損害
- 第十九條 動産保險ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ帳簿其他正確ナル方法ヲ以テ損害額ヲ證明スルコト能ハサルトキハ其不明瞭ナル部分ニ付テハ當會社ハ損害填補ノ責任ニ任セス
- 第二十條 保險ノ目的ハ火災ニ罹リタル時ニ於ケル其目的ノ價額カ保險金額ヨリ多キトキハ當會社ハ目的ノ價額ト保險金額トノ割合ニヨリ損害ヲ填補スルモノトス
- 第二十一條 保險ノ目的ノ價額キハ各個單獨ニ前項ノ割合ニ依ルモノトス  
保險ノ目的ノ價額カ保險金額ヨリ寡キトキハ其價額ヲ限リ其損害ヲ填補スルモノトス  
保險契約者又ハ被保險者カ損害ノ防止ニ要シタル費用ハ特約アルニアラサレハ當會社ニ之ヲ負擔セス
- 第二十二條 保險ノ目的ハ火災ニ罹リタル時其目的ニ付キ當會社ト同時ニ又ハ時ヲ異ニシテ締結シタル他ノ保險契約存在スル場合ニハ當會社ハ各保險者ノ保險金額ノ割合ニ依テ其損害ヲ填補スルモノトス
- 第二十三條 保險契約ノ無効、失効又ハ解除ノ場合ニ於テハ既ニ受取りタル保險料ハ返還セサルモノトス但シ當會社ノ責ニ歸スヘキ事由ニ出テタルトキハ無効ノ場合ハ全額、失効解除ノ場合ハ其翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シタル保險料ヲ返還スヘシ
- 第二十四條 保險ノ目的ノ價額又ハ損害ニ付キ當會社ト保險契約者トノ間ニ異議ヲ生シタルトキハ雙方ヨリ一名ツツ評價人ヲ選任シ之ヲ評價セシムルモノトス評價人ノ意見一致セサルトキハ評價人合意ノ上一名ノ仲裁人ヲ選任シ之ヲ判斷セシムルモノトス
- 第二十五條 前項ノ判斷ニ對シテハ異議ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス
- 第二十六條 第一項ノ評價判斷ニ要スル費用ハ雙方半額ツツ之ヲ負擔スルモノトス
- 第二十七條 保險ノ目的ノ一部ニ付キ損害ヲ生シタル場合ニ於テ其損害ヲ填補シタルトキハ保險金額ヨリ之ヲ控除シ其殘額ヲ以テ殘餘ノ契約ノ期間保險金額トス
- 第二十八條 前項ノ場合ニ於テ其殘額カ保險金額ノ五分ノ一未滿ナルトキハ全部ノ損害ト見做シ保險契約ハ終了スルモノトス
- 第二十九條 保險契約者及ヒ被保險者ハ當會社ノ利益分配ニ與ル權利ナキモノトス
- 第三十條 保險契約ハ期間満了ノ時之ヲ繼續スルコトヲ得此場合ニハ保險料ノ領收證ヲ以テ保險契約ノ繼續ヲ證スルモノトス

九月六日(金曜日)



No.....

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

大正  
年  
月  
日

殿

阿部商店

横浜市海岸通五丁目拾番地  
電信略號(ア コ)  
電話(特)二二三五番

十四、阿部商店へ返書を送り商品を注文す

第十一回





第十二回  
十五、商業銀行へ支配人選任の通知をなし支配人堅木敏三郎の印鑑筆蹟を差出す

(支配人選任通知書)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

社名	印鑑
所在地	筆蹟





(送  
状)



第 號 積荷保險證券

被保險積荷ノ種類及名稱

汽 船	自	至	寄航港	積換港	大正 年 月 日出帆	填補ノ種類	船舟危險	損失金支拂場所
-----	---	---	-----	-----	------------	-------	------	---------

保險金額

但保險料割合百圓ニ付

此保險料金

當會社ハ右積荷ニ對シ大正 年 月 日保險契約ヲ取結ビ  
 タルコト確實ナリ依テ危險ノ發生スルコトアラバ本證券填補  
 ノ種類及ビ裏面各條項ノ定ムル處ニ從ヒ被保險者  
 殿若クハ其指圖人ニ對シ無相違損害ヲ填補スベシ後日ノ爲保  
 險券仍而如件

大正 年 月 日

神戸海上保險株式會社  
 横濱支店  
 支配人

保險契約者

殿

第一條 當會社ノ擔保スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ被保險積荷ニ損害ヲ及スベキ各種ノ海上危險トス  
 第二條 當會社ハ左ニ掲ケル損害ヲ填補スルノ責ニ任セズ  
 一 一 暴徒若クハ海賊ヨリ蒙ル損害  
 二 一 暴徒、捕獲、壓殺、抑止其他實戰ノ前後有無ヲ總テ問ハズ戰爭ヨリ生ズル損害

第一條 當會社ノ擔保スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ被保險積荷ニ損害ヲ及スベキ各種ノ海上危險トス

第二條 當會社ハ左ニ掲ケル損害ヲ填補スルノ責ニ任セズ

- 一 擄奪、暴徒若クハ海賊ヨリ蒙ル損
- 二 襲撃、捕獲、強留、抑止其他官戦ノ前後有無テ總テ間ハズ戰爭ヨリ生ズル損害
- 三 被保險者保險契約者、若クハ保險金額ヲ受取ルベキ者又ハ此等ノ代理人、雇傭人又ハ船長及ビ海員ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因テ生ジタル損害
- 四 被保險積荷ノ性質若クハ取替其他自然ノ消耗ニ因テ生ジタル損害又ハ不可抗力ニ起因セザル破損、腐敗、變質、變色又ハ荷造、荷積ノ不注意ヨリ生ジタル損害
- 五 盜難、鼠咬、鉤傷、雨漏及不可抗力ニ起因セザル漏損、荷包ノ破損、中荷ノ混合ヨリ生ジタル損害
- 六 船舶出帆ノ當時安全ニ航海ヲナスニ必要ノ準備ヲ爲サズ又ハ必要ナル書類ヲ備ヘズ官廳ノ検査ヲ怠リタル場合ノ損害
- 七 密輸入脱税等ヲ謀リタル爲ニ生ジタル損害
- 八 積荷ガ検査ニ因リ又ハ戰時禁制品タルガ爲ニ押收セラレタルニヨリ生ジタル損害

第三條 被保險積荷ヲ積込ムベキ船舶ハ船名ヲ改ムルモ他ノ船長ヲ使役スルモ妨グナシト雖モ必ラズ本證券記載ノ船舶ニ限ルベシ

第四條 保險ノ責任ハ積荷ヲ本證券記載ノ船舶ニ積込ミタル時ヲ以テ始マリ仕向地へ着船積荷ヲ該船舶ヨリ積卸シタル時ヲ以テ終トス

第五條 被保險積荷ノ船舶所有者、同濟業者其他船長海員ノ過失ニヨリ損害ヲ生ズルコトアルモ當會社ハ之ヲ填補スルノ責ニ任セズ

第六條 不可抗力ノ原因ナクシテ相當ノ時間内被保險積荷ノ積込又ハ陸揚ヲナサルガ爲ニ損害ヲ生ズルコトアルモ當會社ハ之ヲ填補スルノ責ニ任セズ

第六條 保險申込ニ際シ被保險積荷ヲ積込ムベキ船舶ノ名稱未ダ定マラザルハ又ハ知レザル場合ニハ保險契約者又ハ被保險者ハ其積荷ヲ積込ミタルコトヲ知リタルトキハ直ニ船舶ノ名稱ヲ當會社ニ通知スベシ若シコノ通知ヲ怠リタルトキハ本契約ハ其効力ヲ失フ

第七條 航海途中ノ港灣ニ於テ被保險積荷ヲ本證券記載ノ船舶ヨリ他ノ船舶ニ積換スル場合ニハ前以テ當會社ニ通知シ其承諾ヲ得ルニアラザレバ當會社ハ其積荷ノ本證券記載船舶ヲ離レタル時以後ノ損害ヲ填補スルノ責ニ任セズ但シ其積換ガ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ積換地又ハ寄航地ニ於テ他ノ同等ノ船舶ヲ積込ムルコトニ因リタルトキハ此限ニアラズ

第八條 被保險積荷ノ全部又ハ一部ヲ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ積換地又ハ寄航地ニ於テ他ノ同等ノ船舶ヲ積込ムル時ハ本證券記載ノ船舶以外ノ船舶ヲ以テ運搬セラル部分ニ對シテ積荷ヲ積込ムベキ船舶ヲ指定メザリシ場合ト同様ニ看做シ本證券第六條ノ規定ニ準據スベキモノトス

第九條 保險申込ニ際シ積荷ノ名稱、數量未詳又ハ豫定ノ場合ニハ被保險者、保險契約者又ハ代理人ハ確定ノ名稱、數量ヲ知リタルトキハ直ニ當會社ニ通知スベキモノトス若シ之ヲ怠リタルトキハ本契約ハ其効力ヲ失フ

第十條 保險申込ニ際シ積荷ノ名稱、數量未詳又ハ豫定ノ場合ニハ被保險者、保險契約者又ハ代理人ハ確定ノ名稱、數量ヲ知リタルトキハ直ニ當會社ニ通知スベシ

第十一條 本證券第六條ノ場合ニ於テ保險契約者、被保險者又ハ其代理人ハ積荷ノ積換ヲ知ラザルコト若クハ積荷ノ船積ヲ知リテ直ニ其通知ヲナサシムルコトヲ證明スベキ責任ヲ負フモノトス

第十二條 本證券第九條第十條ノ場合ニ於テ保險契約者、被保險者又ハ其代理人ハ積荷ノ積換ヲ知ラザルコト若クハ積荷ノ船積ヲ知リテ直ニ其通知ヲナサシムルコトヲ證明スベキ責任ヲ負フモノトス

第十三條 特ニ明約アルニアラザレバ當會社ハ甲板上ノ危險又ハ船中其他本證券記載ノ船舶以外ノ危險ヲ擔保セズ但シ積替ヲ承認セル場合ニハ途中積替港ニ於テ他ノ船舶ニ積替ユル間ノ船中其他不可抗力ニ起因シ積荷ヲ積替陸揚ノ上再ビ積込セル場合ノ船中危險ハ此限ニアラズ

第十四條 明約ヲ以テ甲板積ノ危險ヲ擔保セル場合ト雖モ積荷ノ外甲板上ノミニ起リタル損害ハ當會社ニ於テ一切填補ノ責ニ任セズ

第十五條 記載セル積荷ノ數額ノ解舟ニ分テ積込マレル時ハ一船毎ニ各別ニ保險ニ附シタルモノト看做スベシ

第十六條 明約アルニアラザレバ本證券記載ノ保險金額ヲ以テ保險積荷ノ價額ト看做ス

第十七條 本證券ニ於テ保險金額ヲ明記セルトキト雖モ當會社ハ被保險者ヲシテ其保險ニ附セル積荷ヲ積込メル證明及積出港ニ於ケル積込當時ノ相場其他仕切狀等ニヨリ其保險價額ヲ證明セシムルコトアルベシ此場合ニ於テ右手續ヲ盡サバ爾間ハ當會社ハ損失金ノ仕拂ヲナサザルモノトス

第十八條 當會社ガ填補スベキ金額ハ何等ノ場合タルチ間ハズ保險金額ヲ以テ限度トス但シ保險金額ニ超過セル場合ニハテハ其保險價額ヲ以テ限トス

第十九條 本證券第五條乃至第九條ノ場合ト雖モ當會社ハ全保險料額ヲ請求スル權利ヲ失ハズ

第二十條 當會社若クハ被保險者ニ於テ被保險積荷ノ救護ヲナスト雖モ之ヲ以テ委棄ヲ承諾シ又ハ拋棄シタルモノト看做スコトヲ得ズ

第二十一條 特擔分損ヲ擔保セルトキト雖モ生絲、織物、洋絲、其他貴重品ハ毎壹個ニ付キ米穀類、油、醬油、砂糖、肥料其他通常商品ハ每荷印ニ付キ百分ノ四以下及前各種ヲ通シテ一ト目ノ保險金額百圓ニ滿タザルトキハ一ト目ニ付キ金四圓以下ノ損害ハ當會社之ヲ填補セズ

第二十二條 特擔分損不擔保ノ時ト雖モ共同海損ニ屬スル損害又ハ船舶ノ沈没、火災、坐礁、膠沙、衝突ニ近因セル損害ハ當會社之ヲ填補スベシ

第二十三條 共同海損ハ千八百九十一年(ヨーク、アントワープ)共同海損規定ニ準據シテ精算セラル、ニアラザレバ當會社之ヲ填補セズ

第二十四條 同一ノ被保險者ニ屬シ同一ノ荷受人ニ宛テ送付セラル、同種若クハ類似ノ積荷ニシテ一艘ノ船舶ニ積込ミタルモノハ假令之ヲ數目ニ申込ミ數通ノ保險證券ヲ發行セル場合ト雖モ悉皆合算ノ上登通ノ保險證券ヲ以テ擔保シタルモノト看做シ填補ノ責任ヲ定ムベキモノトス

第二十五條 左ノ場合ニ限リ被保險者ハ被保險積荷ヲ當會社ニ委棄シテ保險金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

- 一 被保險積荷ヲ積込ミタル船舶ノ行方ガ左ノ期間内知レザルトキ
  - 一 日本沿海(但シ千島列島、八重山群島、臺灣澎湖列島ヲ除ク) 帆船 三ヶ月 汽船 二ヶ月
  - 一 近海航路 同 六ヶ月 同 四ヶ月
  - 一 遠洋航路 同 九ヶ月 同 六ヶ月
- 二 被保險積荷ヲ積込ミタル船舶ガ遭難シ積荷ノ救援救助ノ見込ナキトキ
- 三 同上ノ場合ニ於テ積荷ノ原貨全部毀損シタルトキ

第二十六條 本證券ニ基キ損害ヲ證明シ之ガ填補ヲ請求シタルトキハ當會社ハ請求アリシ日ヨリ起算シ三十日ヲ經タル後支拂ヲナスベシ

第二十七條 以上定ムル處ノ外保險契約當時實施セル當會社保險取扱定則ニ準據スベキモノトス



(注文書)

第 號

送 狀

右送荷致候條御改め御受取可被下候也

大正 年 月 日

第

號

當座小切手

渡先

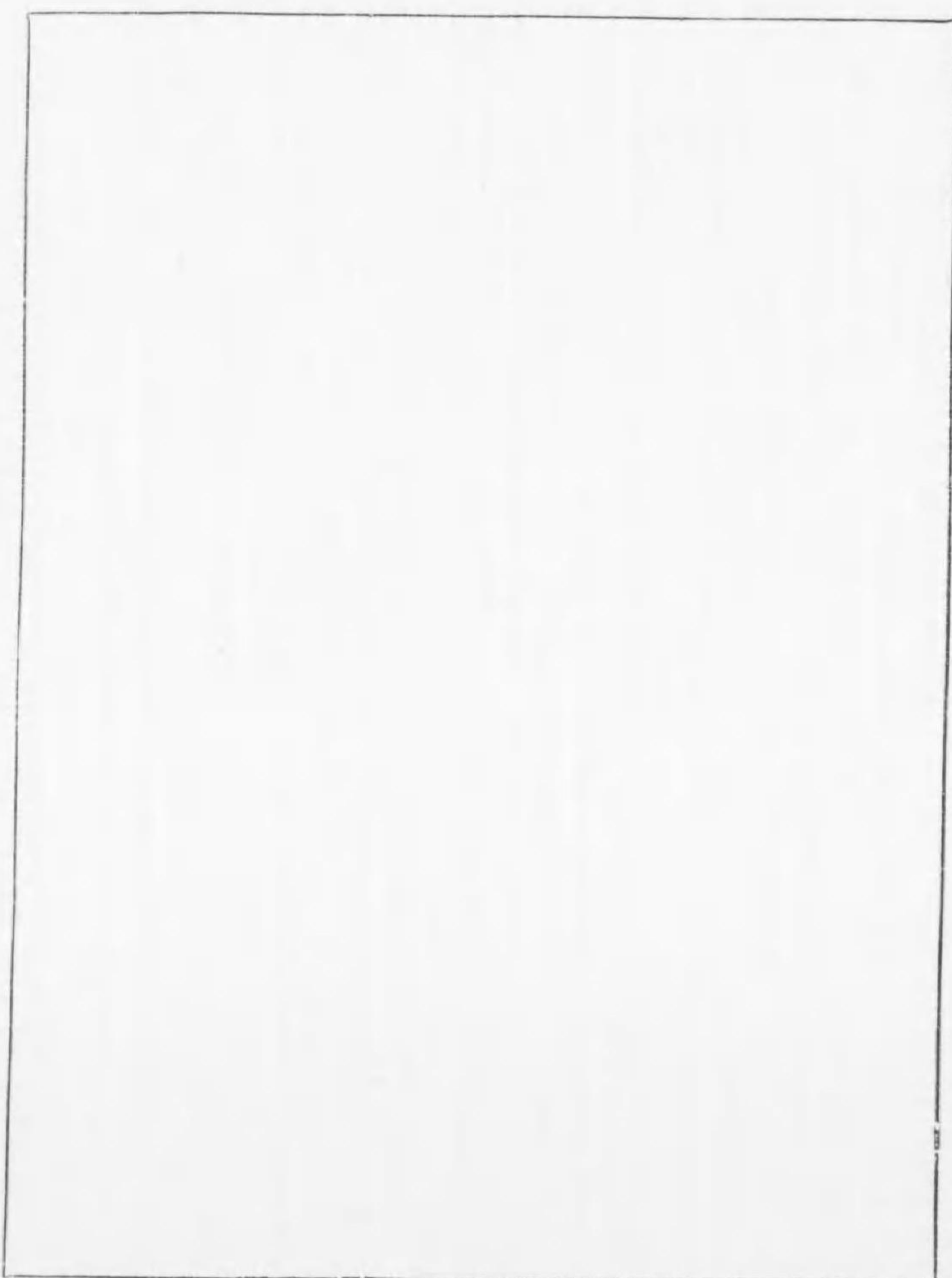
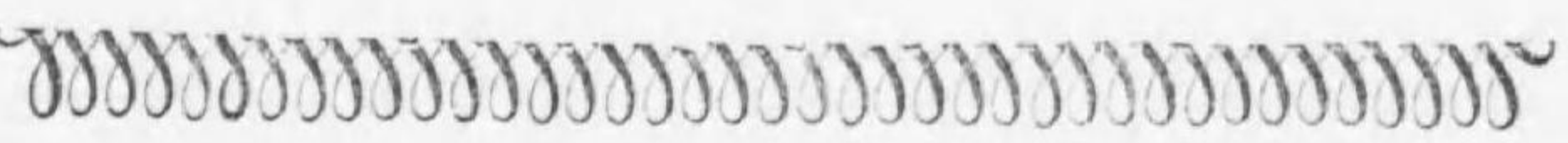


右金額名差人又、此切手持參人、

御拂渡可被成候也

大正 年 月 日

株式會社 明治商業銀行赤坂支店御中



(裏面)



當座預金入金票 No.

當座預金入金票 No.

當座預金入金票		No.	
大正	年	月	日
內			
現金			
現			
當行切手手形			
他店切手手形			
計			
當座預金入金票		No.	
大正	年	月	日
內			
現金			
現			
當行切手手形			
他店切手手形			
計			

第一 約束手形 號

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此

手形引換ニ無相違御支拂可申候也

振出地  
支拂期日  
支拂場所

大正 年 月 日

表面之金額	大正 年 月 日	又「同人指圖人」御支拂可被成候也	表面之金額	大正 年 月 日	又「同人指圖人」御支拂可被成候也	表面之金額	大正 年 月 日	又「同人指圖人」御支拂可被成候也	表面之金額	大正 年 月 日	又「同人指圖人」御支拂可被成候也	表面之金額	大正 年 月 日	又「同人指圖人」御支拂可被成候也
-------	----------	------------------	-------	----------	------------------	-------	----------	------------------	-------	----------	------------------	-------	----------	------------------

(金錢列取帳)

一金	大正 年 月 日	右正三領收仕候也	證	大正 年 月 日	右正三領收仕候也	證	大正 年 月 日	右正三領收仕候也	證	大正 年 月 日	右正三領收仕候也	證
----	----------	----------	---	----------	----------	---	----------	----------	---	----------	----------	---



記	月	一	右 領收帳也	月	一	右 領收帳也	記
記	月	一	右 領收帳也	月	一	右 領收帳也	記

第十六回

十九、開業披露狀印刷料(貳百枚狀袋込)金貳圓を三島印刷所へ、開業新聞廣告料金四拾五圓(時事、中外商業、國民)を何れも現金にて支拂ふ

第十七回

二十、横濱阿部商店の送荷到着の處當店倉庫手挾に付き深川區佐賀町河岸吉澤倉庫へ寄托の手續をなす、荷船乗込(ノツコミ)料として船夫へ酒手壹圓を與ふ、貨物引渡を終り阿部商店へ約束の通り代金支拂をなす

關係書類

- (1) 小切手
- (2) 約束手形
- (3) 寄托申込書
- (4) 金錢判取帳

第

號

當座小切手

渡先



右金額名差人又ハ此切手持參人ハ

御拂渡可被成候也

大正 年 月 日

株式會社商業銀行御中



手切小	大正 年 月 日
先渡高金	

第 號

約束手形

一金

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ハ此

手形引換ニ無相違御仕拂可申候也

振出地

支拂期日

支拂場所

大正 年 月 日

受取人	金額	支拂場所	支拂期日	振出地



表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日
表面之金額 殿	又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日

貨物保管預リ申込書

壹個ノ量	此代價	期限 年 月 日	摘要	總量	此代價	藏番
		右貨物貴社ノ法則ニ從ヒ保管預ケ候ニ付調査ノ上預リ券御渡被下度候也				
大正 年 月 日						
株式会社吉澤倉庫部御中						

(金銀兩取帳)

右正三領收仕候也	月 日	一金	證
右正三領收仕候也	月 日	一金	證

九月八日(日曜日)

九月九日(月曜日)

第十八回

二十一、吉澤倉庫部より預證券及質入證券を送り來る

本證券記載ノ貨物ニ對シ法律又ハ官廳ノ命令ニ據リ  
 清潔法又ハ消毒法ヲ施行シタルトキハ之ニ要スル費  
 用並ニ之ニ由リテ生シタル貨物損害ハ寄託者又ハ預  
 證券所持人ニ於テ負擔セラルベキモノトス

本證券記載ノ貨物ニ對シテ法律又ハ官廳ノ命令ニ據リ  
清潔法又ハ消滅法ヲ施行シタルトキハ之ニ要スル費  
川並ニ之ニ由リテ生シタル貨物損害ハ寄託者又ハ預  
證券所持人ニ於テ負擔セラルベキモノトス

寄託主

殿

品名	記號	荷造	數量		保管場所	保管料	火災保險金額	火災保險期間	摘要
			總量	平均個					
一									
保管期間	自大正	年	月	日					
	至大正	年	月	日					

前記ノ貨物左ノ約定ニ依リ正ニ相預リ候寄託主又ハ同人指圖人ハ本證券及ヒ第 號質入證券引換ニ可相渡候也

大正 年 月 日 當倉庫部ニ於テ本券ヲ作成ス

東京市深川區佐賀町一丁目拾八番地

株式會社吉澤倉庫部

支配人

約定

預證券又ハ質入證券ヲ授受スル者ハ左ノ各項ヲ承認シ之ニ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

- 一 預證券及質入證券ハ未ダ質入裏書ヲ爲サザル間ハ各別ニ讓渡スルコトヲ得ズ
- 二 當倉庫部ニ於テ受寄物ニ付キ賠償ノ責任ズルハ雨漏、竊盜及紛失ノ場合ニ限リ天災事變、強盜、鼠喰、蟲入、其他抗拒スベカラザル事由受寄物ノ性質氣候ノ變遷荷造ノ不完全等ニヨリテ生シタル損害ハ當倉庫部其責任ニ任セズ
- 三 受寄物ハ倉庫又ハ他ノ物品ニ損害ヲ及ボス虞アリト認ムルトキハ書面又ハ當倉庫部ニ於テ相當ト認ムル新聞紙ヲ以テ寄託者又ハ預證券所持人ニ寄託物ノ出庫ヲ催告スベシ若シ此場合ニ於テ出庫ヲ怠リタルニヨリ損害ヲ生シタルトキハ寄託者又ハ預證券所持人其責任ニ任ズベキハ勿論當倉庫部ハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ相當ノ處分ヲ爲スコトアルベシ
- 四 質入裏書ノ後其債權ノ辨濟期前ニ方リ寄託物ノ全部出庫ヲ求ムルトキハ預證券ヲ提出シ其辨濟期マデノ債權ノ全部ヲ當倉庫部ニ供託スベシ但一部出庫ヲ求ムルトキハ當倉庫部ト質權者ト特約アルモノニ限リ相當ノ金額ヲ差入ルベシ
- 五 火災保險ニ關スル事項ハ總テ當倉庫部ト火災保險會社トノ特約及該火災保險會社ノ營業規則ニ據ル
- 六 火災保險附寄託物ノ一部ノ出庫ヲ爲シタルトキハ讓渡人及讓受人ハ即日書面ヲ以テ其旨ヲ當倉庫部ニ通知スベシ質入證券質權者ハ即日其證券ノ番號、債權額、利息割合、辨濟期日等ヲ通知スベシ
- 七 預證券又ハ質入證券ガ滅失シタル場合ニ於テ其所持人當倉庫部ニ於テ相當ト認ムル擔保ヲ供スルトキニハ新ニ證券ヲ交付スベシ但擔保ハ舊證券ノ除權判決確定ノ後ニ非レバ返戻セズ
- 八 預證券又ハ質入證券ハ舊證券ヲ除權判決確定ノ後ニ非レバ返戻セズ
- 九 保管期間滿了ノ後出庫セザルカ又ハ出庫スル能ハザルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ競賣其他相當ノ處分ヲナスコトアルベシ
- 十 受寄物ノ運搬、點檢、保存、見本ノ抽出、新證券交付等ニ關スル費用ハ總テ寄託者又ハ預證券ノ所持人ノ負擔トス

右ニ記載ナキ事項ハ總テ當倉庫部ノ營業規則及商法ノ定ムル所ニ據ル

質權 一金  
辨濟期日 大正 年 月 日  
利息 歩合  
第一質權者

(預證券の裏)

賣 買 讓 與	
<p>此證券之貨物 候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人へ御渡可被下</p>	<p>此證券之貨物 候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人へ御渡可被下</p>
<p>此證券之貨物 候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人へ御渡可被下</p>	<p>此證券之貨物 候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人へ御渡可被下</p>

一 部 出 庫										
年受取 月日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	大正 年 月 日	受取 人氏 名印
個受取 タル 數ル										
受取 人氏 名印										
供託 金										
質權 者印										
當會 社認 印										

前記一部出庫ニ對スル供託金合計金 本日

殿へ支拂候也

株式会社吉澤倉庫部

此證券之貨物悉皆ニ受取候也

大正 年 月 日

寄託主

保管期間	自 至	大 正	年 年	月 月	日 日	品 質	記 號	荷 造	數 量		場 所	保 管
									均 平	個 一		
摘要									火 災	保 險	保 管 料	
									金	額 金		
									自 入 庫 日 至 出 庫 日	間 期		
									明 治 火 災 保 險 株 式 會 社	者 險 保		

前記ノ貨物左ノ約定ニ依リ正ニ相預リ候寄託主又ハ同人指圖人へ本證券及ヒ第 號預證券引換ニ可相渡候也

大正 年 月 日 當倉庫部ニ於テ本券ヲ作成ス

東京市深川區佐賀町一丁目拾八番地

株式會社吉澤倉庫部

支配人

約 定

預證券又ハ質入證券ヲ授受スル者ハ左ノ各項ヲ承認シ之ニ付異議ヲ述ブルコトヲ得ズ  
 一 預證券及質入證券ハ未ダ質入裏書ヲ爲サザル間ハ各別ニ讓渡スコトヲ得ズ  
 二 當倉庫部ニ於テ受寄物ニ付賠償ノ責ニ任ズルハ雨漏、竊盜及紛失ノ場合ニ限ル天災事變、強盜、鼠喰、蟲入、其他抗拒スベカラザル事由受寄物ノ性質氣候ノ變遷荷造ノ不完全等ニ因リテ生シタル損害ハ當倉庫部其ノ責ニ任ゼズ  
 三 受寄物ハ倉庫又ハ他ノ物品ニ損害ヲ及ボス虞アリト認ムルトキハ書面又ハ當倉庫部ニ於テ相當ト認ムル新聞紙ヲ以テ寄託者又ハ預證券所持人ニ寄託物ノ出庫ヲ催告スベシ若シ此場合ニ於テ出庫ヲ怠リタルニヨリ損害ヲ生シタルトキハ寄託者又ハ預證券所持人其責ニ任ズベキハ勿論當倉庫部ハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ相當ノ處分ヲ爲スコトアルベシ  
 四 質入裏書ノ後其債權ノ辨濟期前ニ方リ寄託物ノ全部出庫ヲ求ムルトキハ預證券ヲ提出シ其辨濟期マテノ債權ノ全部ヲ當倉庫部ニ供託スベシ但一部出庫ヲ求ムルトキハ當倉庫部ト質權者ト特約アルモノニ限り相當ノ金額ヲ差入ルベシ  
 五 火災保險ニ關スル事項ハ總テ當倉庫部ト火災保險會社トノ特約及該火災保險會社ノ營業規則ニ據ル  
 六 火災保險附寄託物ノ一部ノ出庫ヲ爲シタルトキハ保險金ハ其割合ニ應ジテ減ズベキモノトス  
 七 預證券又ハ質入證券ヲ讓渡シタルトキハ讓渡人及讓受人ハ即日書面ヲ以テ其旨ヲ當倉庫部ニ通知スベシ質入證券質權者ハ即日其證券ノ番號、債權額、利息割合、辨濟期日等ヲ通知スベシ  
 八 預證券又ハ質入證券ヲ滅失シタル場合ニ於テ其所持人當倉庫部ニ於テ相當ト認ムル擔保ヲ供スルトキハ新ニ證券ヲ交付スベシ但擔保ハ預證券ノ除權判決確定ノ後ニ非レバ返戻セズ  
 九 保管期間満了ノ後出庫セザルカ又ハ出庫スル能ハザルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ該費其他相當ノ處分ヲナスコトアルベシ  
 十 受寄物ノ運搬、點檢、保存、見本ノ抽出、新證券交付等ニ關スル費用ハ總テ寄託者又ハ預證券ノ所持人ノ負擔トス  
 右ニ記載ナキ事項ハ總テ當倉庫部ノ營業規則及商法ノ定ムル所ニ據ル

(質入證券の裏)

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

裏書讓渡				内出				質權設定		質權讓渡	
年	月	日	個數	受取人氏名印	供託金	質權者印	當會社印	前記ノ金額ハ	大正 年 月 日	前記ノ金額ハ	大正 年 月 日
大正	年	月	日					大正	年	月	日

一金  
辨濟期日大正 年 月 日 日辨濟場所  
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ本券引換ニ無相違辨濟可仕候也  
大正 年 月 日 殿

前記ノ金額ハ  
大正 年 月 日 殿又ハ同人指圖人ニ御支拂可被成候也

前記ノ金額ハ  
大正 年 月 日 殿又ハ同人指圖人ニ御支拂可被成候也

一金  
寄託物件競賣代金精算ヲ遂ゲ前記之金額質權者  
大正 年 月 日  
ニ正ニ支拂候也  
株式會社吉澤倉庫部

前記金額正ニ請取候也

大正 年 月 日



第十九回

二十二、支配人商務を帯び神戸へ出張するに付旅費金百圓を假渡す  
第二十回

二十三、電話移轉取付済に付き森田正作へ電話譲受代金残額を小切手第三號にて支拂ひ尙前名義人に於て電話使用料第二期分九月迄納付済に付月額金五圓五拾錢に對し廿二日分日割金四圓參錢を現金にて支拂ひ差入れ置きたる電話譲受覺書の返戻を受く

關係書類

- (1) 小切手
- (2) 金錢領收書
- (3) 電話譲受覺書(前掲に付略)

手切小	先渡金	
大正	年	月 日

~~~~~

株式會社商業銀行御中

大正 年 月 日

御拂渡可被成候也

右金額名差人又ハ此切手持參人

當座小切手  
號 先渡

第 號



(送状)

第 號

送 状

右送荷致候條御改め御受取可被下候也

大正 年 月 日

第

號

當座小切手

渡先

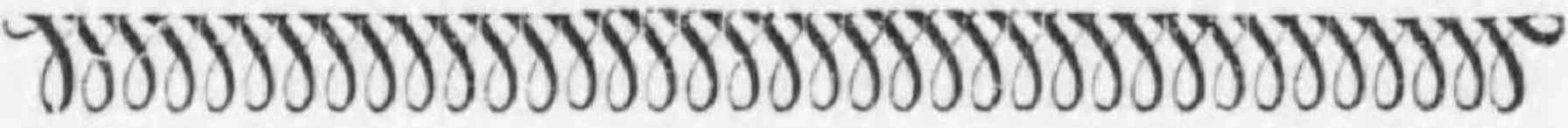


右金額名差人又、此切手持參人、

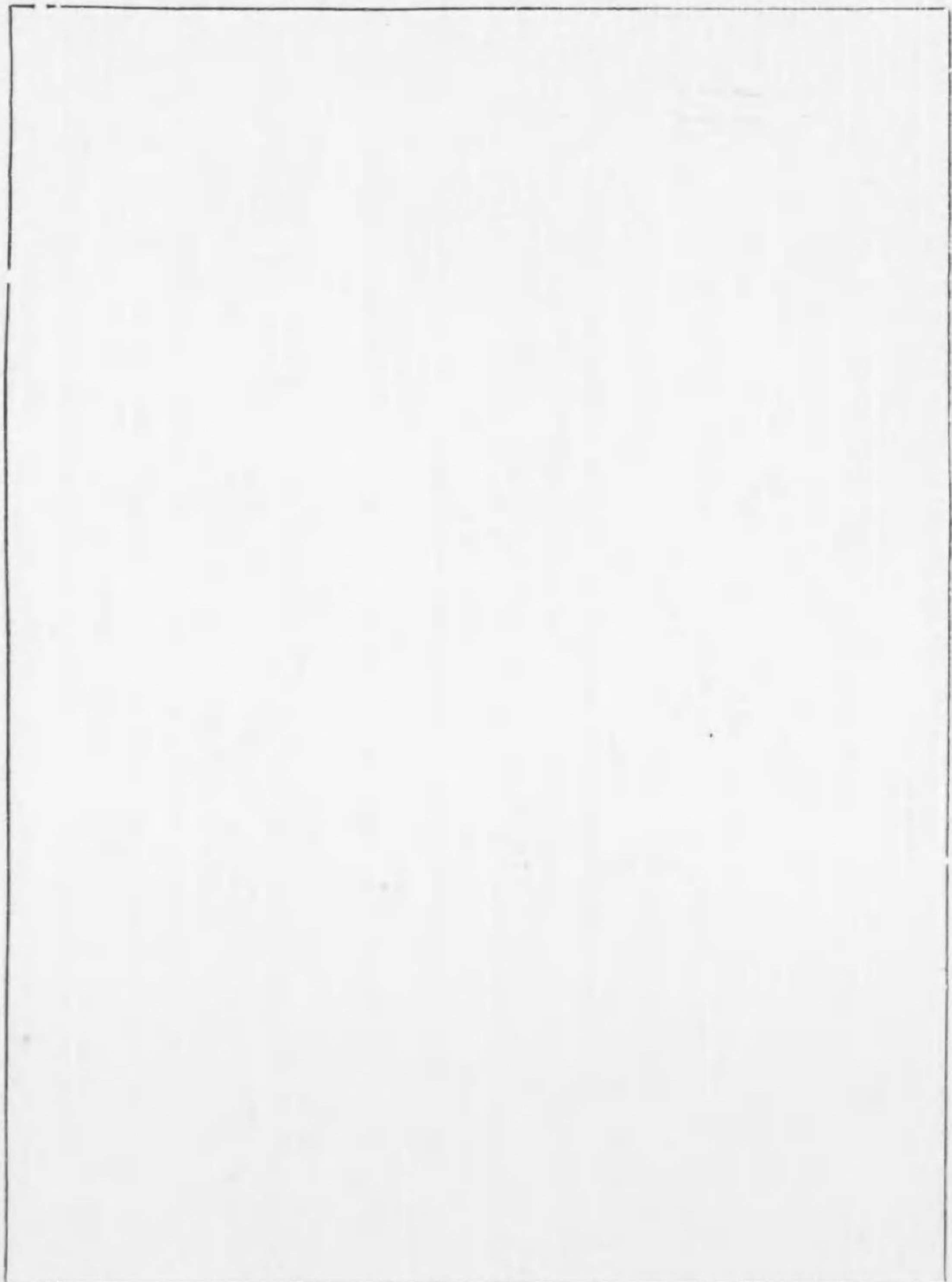
御拂渡可被成候也

大正 年 月 日

會社 京橋銀行御中



(裏面)



(金鑑列取帳)

|    |   |   |          |     |
|----|---|---|----------|-----|
| 一金 | 月 | 日 | 右正三領收仕候也 | 受取證 |
| 一金 | 月 | 日 | 右正三領收仕候也 | 受取證 |

藏出請求書

名藏

番

荷印

藏出請求書

名 藏

番

荷印

品名

個數

代 金

預

證

第

號

高 數

右ノ貨物藏出致度候ニ付御渡可被下候也

大正 年 月 日

會社 吉澤倉庫部御中

當座預金入金票 No.

一 金

大正 年 月 日

内

譯

現 金

銀行切手手形

他店切手手形

計

當座預金入金票

一 金

大正 年 月 日

内

譯

現 金

銀行切手手形

他店切手手形

計

預金入

No.





(電話控)

|           |     |
|-----------|-----|
| 第 號       | 至   |
| 自         | 檢 印 |
| 通話者       | 時 分 |
| 大 正 年 月 日 |     |
| 問         | 答   |
|           |     |

第二十三回

二十六、中村合資會社より電話にて青リボン印參百袋注文し來りしに付倉出切符引換に小切手を受け即時當座へ預入る

關係書類

- (1) 電話控帳
- (2) 藏出請求書(第十八回の二十一第一八六號倉荷證券參照)
- (3) 出庫指圖書(倉出切符)
- (4) 小切手
- (5) 領收書
- (6) 入金票



(電話控)

第 號

自

至

通話者

檢印

大正 年 月 日 時 分

問

答

藏出請求書

名 藏

番

荷印  
品名  
個數

代  
金

預  
リ  
證  
書

第

號

高  
數

右ノ貨物藏出致度ニ付御渡可被下候也

大正 年 月 日

會社式 吉澤倉庫部御中

出庫指圖書

No. 大正 年 月 日

○注意本書ハ發行日トモ七日ヲ過グレバ無効トス

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 寄託主 | 殿  |    |
|     | 藏番 | 口高 |
| 券號  | 記號 | 品名 |
| 檢印  | 出庫 | 現場 |
| 個數  | 內出 | 出切 |
| 摘要  |    |    |

| 月日 | 內出個數 | 出庫係 | 貨物方 | 月日 | 內出個數 | 出庫係 | 貨物方 |
|----|------|-----|-----|----|------|-----|-----|
|    |      |     |     |    |      |     |     |
|    |      |     |     |    |      |     |     |
|    |      |     |     |    |      |     |     |

日渡濟

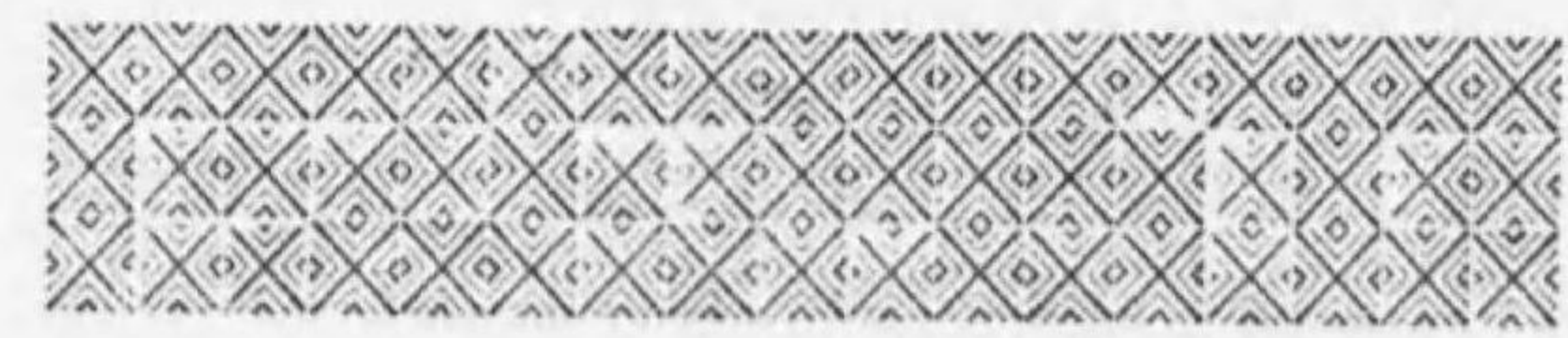
右貨物本書引換ニ御渡シ可被成候也  
 株式會社吉澤倉庫部  
 貨物方御中 出庫係

株式會社商業銀行本郷支店御中

大正 年 月 日

御拂渡可被成候也

右金額名差人又ハ此切手持參人



渡先

當座小切手

第 號



|          |  |     |
|----------|--|-----|
| 當座預金入金票  |  | No. |
| 大正 年 月 日 |  | 預名人 |
| 内        |  |     |
| 現金       |  |     |
| 銀行切手手形   |  |     |
| 他店切手手形   |  |     |
| 計        |  |     |

---

|          |  |     |
|----------|--|-----|
| 當座預金入金票  |  | No. |
| 大正 年 月 日 |  | 預名人 |
| 内        |  |     |
| 現金       |  |     |
| 銀行切手手形   |  |     |
| 他店切手手形   |  |     |
| 計        |  |     |

九月十一日(水曜日)

第二十四回

二十七、 芝區森永製菓部へ次の通り賣渡し店員石田太郎を引渡に遣す

BEST 印小麦粉五百袋

持込金貳圓八拾錢替

金壹千四百圓也

右代金として日本橋區小林彌兵衛宛一覽拂爲替手形を受取る

關係書類

- (1) 請求書附領收書
- (2) 爲替手形
- (3) 馬力判取帳(略)

(請求書附領收書)

|                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 受引                           | 大正 年 月 日<br>支拂場所 |
| 大正 年 月 日                     | 支拂地              |
| 大正 年 月 日                     | 支拂期日             |
| 右金額<br>殿又八同人指圖人<br>爲替手形<br>號 |                  |
| 此手形引換ニ御支拂可被成候也               |                  |

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 |
| 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 |
| 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 |
| 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 |
| 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 |
| 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 |

第二十五回

二十八、日本橋區田村商會より次の通り買入る  
日の丸印小麦粉 貳千袋

左買付可岸會度寺込金貳圓六拾錢替

第二十五回

二十八、日本橋區田村商會より次の通り買入る  
 日の丸印小麦粉 貳千袋  
 佐賀町河岸倉渡持込金貳圓六拾錢替  
 金五千貳百圓也

右代金として小林彌兵衛宛一覽拂爲替手形及び小切手第四號金額參  
 千八百圓を渡す貨物は吉澤倉庫部へ寄託す  
 關係書類

- (1) 貨物保管預申込書
- (2) 送 狀
- (3) 爲替手形(第二十四回の二十七參照)
- (4) 小切手
- (5) 金錢判取帳

貨物保管預り申込書

|                                                             |  |       |  |
|-------------------------------------------------------------|--|-------|--|
|                                                             |  | 藏 番   |  |
| 壹個ノ量                                                        |  | 總 量   |  |
| 此 代 價                                                       |  | 此 代 價 |  |
| 期 限 年 月 日                                                   |  | 摘 要   |  |
| 右貨物貴社ノ規則ニ從ヒ保管預ケ候ニ付調査ノ上預り券御渡被下度候也<br>大正 年 月 日<br>株式會社吉澤倉庫部御中 |  |       |  |

第 號

送 狀

右積送り候間御改品ノ上御受取被下度候也

大正 年 月 日

日本橋區西河岸

田 村 商 會

殿

手 切 小

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 大正 | 年 | 月 | 日 |
| 先  | 渡 | 高 | 金 |



株式會社商業銀行御中

大正 年 月 日

御拂渡可被成候也

右金額名差人又ハ此切手持參人



渡先

當座小切手

第 號



(金銭列取帳)

|     |     |          |    |     |     |          |    |     |
|-----|-----|----------|----|-----|-----|----------|----|-----|
| 領收證 | 月 日 | 右正三領收仕候也 | 一金 | 領收證 | 月 日 | 右正三領收仕候也 | 一金 | 領收證 |
|-----|-----|----------|----|-----|-----|----------|----|-----|

第二十六回

二十九、本月十日付第五五二號出庫指圖書記載の青リボン印小麦粉  
 参百袋全部本日引取済の旨中村合資会社より電話にて通知し來りた  
 るに付き吉澤倉庫部へ電話にて此の由を確め置く  
 關係書類

- (1) 電話控帳の一
- (2) 同上の二

三十、赤坂内山製砲部へ次の通り今月廿五日拂の約束にて掛賣す、製

九月十二日(木曜日)

第二十七回

(電話控)

|           |     |
|-----------|-----|
| 第 號       |     |
| 自         | 至   |
| 通話者       | 檢 印 |
| 大 正 年 月 日 | 時 分 |
| 問         | 答   |
|           |     |

(電話控)

|           |     |
|-----------|-----|
| 第 號       |     |
| 自         | 至   |
| 通話者       | 檢 印 |
| 大 正 年 月 日 | 時 分 |
| 問         | 答   |
|           |     |

九月十二日(木曜日)

第二十七回

三十、赤坂内山製麩部へ次の通り今月廿五日拂の約束にて掛賣す、製麩部より貨物引取に來りしより藏出請求書を渡す

日ノ丸印小麥粉 貳百袋

佐賀町河岸倉渡金貳圓六拾八錢替 金五百參拾六圓也

關係書類

- (1) 貨物藏出請求書
- (2) 仕切書

會社 吉澤倉庫部御中

貨主

大正 年 月 日

右貨物此切符引換御渡し被下度候也

|     |    |    |    |    |    |    |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| No. | 先渡 | 庫  |    | 入番 | 個數 | 品名 |
|     |    | 年月 | 號  |    |    |    |
|     |    | 日  | 高口 |    |    |    |
|     |    | 月  | 口  |    |    |    |
|     |    | 年  | 藏  |    |    |    |
|     |    |    | 番  |    |    |    |
|     |    |    | 藏  |    |    |    |

貨物藏出請求書

|     |       |    |    |    |    |    |
|-----|-------|----|----|----|----|----|
| No. | 年藏月日出 | 入  |    | 庫番 | 個數 | 品名 |
|     |       | 年月 | 號  |    |    |    |
|     |       | 日  | 高口 |    |    |    |
|     |       | 月  | 口  |    |    |    |
|     |       | 年  | 藏  |    |    |    |
|     |       |    | 番  |    |    |    |
|     |       |    | 藏  |    |    |    |





(預證券の裏)

|                                                           |                                                           |                                                           |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>此證券之貨物<br/>候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人へ御渡可被下</p> | <p>此證券之貨物<br/>候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人へ御渡可被下</p> | <p>此證券之貨物<br/>候也</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿又ハ其指圖人へ御渡可被下</p> |
|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|

| 庫 出 部 一                                                                          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年受取<br>月日<br>タル                                                                  | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 |
| 個受取<br>タル<br>數ル                                                                  |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| 受取人<br>氏名印                                                                       |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| 供託金                                                                              |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| 質權者<br>印                                                                         |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| 當會社<br>認印                                                                        |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
| <p>前記一部出庫ニ對スル供託金合計金</p> <p>大正 年 月 日</p> <p>殿へ支拂候也</p> <p>本日</p> <p>株式會社吉澤倉庫部</p> |          |          |          |          |          |          |          |          |          |          |

此證券之貨物悉皆正ニ受取候也

大正 年 月 日

本證券記載ノ貨物ニ對シ法律又ハ官廳ノ命令ニ據リ  
清潔法又ハ消毒法ヲ施行シタルトキハ之ニ要スル費  
用並ニ之ニ由リテ生シタル貨物損害ハ寄託者又ハ預  
證券所持人ニ於テ負擔セラレキモノトス

寄託主

殿



(買入證券の裏)

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也  
大正 年 月 日 殿

| 裏書讓渡 |   | 内出 |   |   |        | 質權設定 |      | 質權讓渡 |  |
|------|---|----|---|---|--------|------|------|------|--|
| 年    | 月 | 日  | 個 | 數 | 受取人氏名印 | 供託金  | 質權者印 | 當會社印 |  |
| 大正   | 年 | 月  | 日 |   |        |      |      |      |  |
| 大正   | 年 | 月  | 日 |   |        |      |      |      |  |
| 大正   | 年 | 月  | 日 |   |        |      |      |      |  |
| 大正   | 年 | 月  | 日 |   |        |      |      |      |  |
| 大正   | 年 | 月  | 日 |   |        |      |      |      |  |

質 一 金  
 辨濟期日大正 年 月 日 日辨濟場所  
 右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ本券引換ニ無相違辨濟可仕候也  
 大正 年 月 日 殿

質 一 金  
 前記ノ金額ハ 殿又ハ同人指圖人ニ御支拂可被成候也  
 大正 年 月 日  
 前記ノ金額ハ 殿又ハ同人指圖人ニ御支拂可被成候也  
 大正 年 月 日

寄託物件競賣代金精算ヲ遂ゲ前記之金額質權者  
 大正 年 月 日  
 一正ニ支拂候也  
 株式會社吉澤倉庫部

前記金額正ニ請取候也  
 大正 年 月 日

九月十三日(金曜日)  
 第二十九回  
 三十二、仙臺出張の山本正吉よりの來狀により次の通り同地伊達音吉商店へ七噸一車送荷の手配をなす



九月十三日(金曜日)

第二十九回

三十二、仙臺出張の山本正吉よりの來狀により次の通り同地伊達音吉商店へ七噸一車送荷の手配をなす

BEST印小麦粉 貳百拾五袋

仙臺驛渡金貳圓八拾八錢替 金六百拾九圓貳拾錢也

青リボン印小麦粉 百袋

仙臺驛渡金貳圓八拾參錢替 金貳百八拾參圓也

合計金九百貳圓貳拾錢也

此運賃金貳拾四圓七拾七錢(發著手数料を含む)を現金にて支拂ふ  
此保険金額を九百圓とし百圓に付拾五錢の割にて保険料壹圓參拾五錢を現金にて支拂ふ

賣渡代金は銀行に取立を依頼し取立手数料拾錢現金にて支拂ふ

關係書類

- (1) 出張員よりの書狀
- (2) 出張員宛電報
- (3) 藏出請求書(第十八回の二十一倉荷證券一八六號參照)
- (4) 貨物運送狀
- (5) 貨物引換證
- (6) 運送保険申込書
- (7) 運送保険證券
- (8) 送狀(二通)
- (9) 爲替手形(取立)
- (10) 伊達商店宛出貨案内狀
- (11) 馬力判取帳(略)





電報報信紙

|                            |                  |   |                  |        |                                            |       |
|----------------------------|------------------|---|------------------|--------|--------------------------------------------|-------|
| 送<br>信<br>者<br>當<br>務<br>者 | 送<br>午<br>時<br>分 | 著 | 受<br>午<br>時<br>分 | 第<br>報 | 郵便切手貼付及日附印捺場所                              |       |
|                            |                  |   |                  |        | 電報料                                        | 特殊取扱料 |
| 發信人は自己の居所氏名を成るべく本字にて記すこと此  |                  |   |                  |        | 受信人住所氏名指定                                  |       |
|                            |                  |   |                  |        | 發信人の居所氏名を受信人に知らずる必要あるときは此處又は本文の終へ片假名にて記すこと |       |

藏出請求書

|                |        |                  |        |
|----------------|--------|------------------|--------|
| 荷印<br>品名<br>個數 | 代<br>金 | 預<br>リ<br>證<br>書 |        |
|                |        | 第<br>號           | 高<br>數 |
| 藏<br>名         |        |                  | 番      |

右ノ貨物藏出致度ニ付御渡可被下候也

大正 年 月 日

會社式 吉澤倉庫部御中

(注文書)

(注文書)



第 號 運送保險證券

|       |       |       |       |     |   |
|-------|-------|-------|-------|-----|---|
| 保 險 物 | 保 險 金 | 保 險 料 | 發着地   | 自   | 至 |
|       |       |       | 運送ノ方法 |     |   |
|       |       |       | 期保險   | 自大正 | 年 |
|       |       |       | 間     | 年   | 月 |
|       |       |       |       | 至大正 | 年 |
|       |       |       |       | 月   | 日 |
|       |       |       | 又ハ    |     |   |
|       |       |       | 運送人   |     |   |
|       |       |       | 又ハ    |     |   |
|       |       |       | 運送取   |     |   |

當會社ハ前記保險物ニ對シ此證券ニ記載シタル運送保險約款ニ基キ大正 年 月 日  
 殿ト運送保險契約ヲ取結ビタリ依テ前記保險期間ニ當會社ノ保險シタル損害ヲ  
 生ジタルトキハ前記保險金額ヲ限リトシテ  
 殿又ハ其指圖人ニ保險金ヲ支拂フ可  
 シ其證トシテ此證券ヲ發行スルモノナリ

大正 年 月 日  
 東京ニ於テ作成ス  
 東京海陸保險株式會社  
 支配人

殿

運送保險契約

- 第一條 當會社ハ陸上又ハ河川湖沼ニ於テ貨物運送中ニ生ジタル火災水災強盜竊賊衝突其他不可抗力ニ起因シタル總テノ損害ヲ保險セズ
- 第二條 當會社ハ特約アル旨ヲ保險證券ニ記入スルニアラザレバ左ニ掲ケル損害ヲ保險セズ
  - 一 戰爭暴徒一揆地震噴火ニ因リ又ハ之ニ隨伴シテ起リタル損害
  - 二 被保險約者若クハ被保險者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因テ生ジタル損害
  - 三 被保險貨物ノ性質若クハ瑕疵其他自然ノ消耗ニ因テ生ジタル損害不可抗力ニ起因セザル損害又ハ荷造積積ノ不注意ヨリ生ジタル損害
  - 四 竊盜鼠害蟲害釣傷雨漏及不可抗力ニ起因セザル漏損荷包ノ破損中荷ノ混合ヨリ生ジタル損害運送人又ハ運送取取人ノ責任ズ可キ損害
- 第三條 保險申込ノ際重要ナル事項ニ付不實ノ申告ヲシタルトキハ保險契約ハ無効トス
- 第四條 保險ノ責任ハ特約アルニアラザレバ被保險貨物ヲ運送人又ハ運送取取人ニ於テ受取リタルトキニ始リ仕向地ニ着シタル後二十四時間ヲ經テ終シモノトス但右期限前又ハ保險期間ヲ定メタルトキハ其期限前ト雖モ運送人又ハ運送取取人ヨリ被保險貨物ヲ荷受人ニ引渡シタルトキハ保險ノ責任ヲ終リタルモノトス
- 第五條 當會社ノ承認ヲ得ズシテ保險證券ニ記載ノ運送ノ道筋及方法運送品ノ受取及引渡ノ場所運送人又ハ運送取取人ヲ變更シタルトキハ保險契約ハ效力ヲ失フ
- 第六條 被保險貨物ノ全部又ハ一部ニ對シ重テ他ノ保險者ノ保險ニ付シタルトキハ速ニ其旨ヲ當會社ニ通知スルニアラザレバ保險契約ハ效力ヲ失フ
- 前項ノ場合ニ於テ當會社ハ契約ヲ解除スルコトアルベシ
- 第七條 被保險貨物ノ損害額ガ保險金額ヲ超過スルコトアルモ其ノ超過シタル部分ニ對シテハ保險金ヲ支拂ハズ
- 第八條 損害ノ生ジタル時保險金額ガ被保險貨物總體ノ價格ヨリ少ナケレバ保險金額ト被保險貨物總體ノ價格トノ割合ニ準ジ保險金ヲ支拂フベシ
- 第九條 當會社ハ保險料ヲ受取リテ保險證券又ハ領收書ヲ交付シタル後ニアラザレバ保險金支拂ノ責ニ任セズ
- 第十條 被保險貨物損害ヲ受ケタル時ハ直ニ當會社本支店又ハ代理店ニ其狀況ヲ通知シテ立會檢査ヲ受ク十五日以内ニ損害貨物ノ明細日録及損害額精算書ヲ添へ保險金請求書ヲ差出スニアラザレバ保險金支拂ノ責ニ任セズ
- 第十一條 當會社ハ前條ノ書類ノ外損害ヲ調査スルニ必要ト認メタル帳簿書類等ノ檢閲ヲナスコトアルベシ若シ損害證明調査ノ用ニ供シタル帳簿書類等ニ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意ニ基ク重要ナル事實ノ相違アルトキハ保險金ヲ支拂ハズ





|     |     |    |     |     |
|-----|-----|----|-----|-----|
| 支拂人 | 受取人 | 金額 | 口拂支 | 口出振 |
|     |     |    | 期日  |     |
|     |     |    |     |     |
|     |     |    |     |     |
|     |     |    |     |     |

|                  |          |     |
|------------------|----------|-----|
| 受引               | 大正 年 月 日 | 支拂所 |
| 第一號              | 爲替手形     | 支拂地 |
|                  | 支拂期日     |     |
| 右金額 殿又八同人指圖      |          |     |
| 人へ此手形引換ニ御支拂可被成候也 |          |     |

|       |          |                  |   |
|-------|----------|------------------|---|
| 表面之金額 | 大正 年 月 日 | 又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 | 殿 |
| 表面之金額 | 大正 年 月 日 | 又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 | 殿 |
| 表面之金額 | 大正 年 月 日 | 又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 | 殿 |
| 表面之金額 | 大正 年 月 日 | 又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 | 殿 |
| 表面之金額 | 大正 年 月 日 | 又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 | 殿 |
| 表面之金額 | 大正 年 月 日 | 又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 | 殿 |
| 表面之金額 | 大正 年 月 日 | 又八同人指圖人へ御支拂可被成候也 | 殿 |

表面之金額正ニ受取候也

又八同人指圖人へ御支拂可被成候也

又八同人指圖人へ御支拂可被成候也

又八同人指圖人へ御支拂可被成候也

又八同人指圖人へ御支拂可被成候也

又八同人指圖人へ御支拂可被成候也





九月十四日(土曜日)

第三十回

三十三、横濱日米商會より次の通り買入る

青リボン印小麦粉 參千袋

横濱庫渡金貳圓六拾錢替 金七千八百圓也

右貨物預證券引換に保證小切手第五號金壹千八百圓を渡し殘金は九月三十日限約束手形を渡す但し本日より七日以内の倉庫保管料及び  
庫出賃は日米商會負擔たることを約す

關係書類

- (1) 預證券
- (2) 小切手
- (3) 約束手形
- (4) 領收書

本證券記載ノ貨物ニ對シ法律又ハ官廳ノ命令ニ據リ  
 清潔法又ハ消毒法ヲ施行シタルトキハ之ニ要スル費  
 川並ニ之ニ由リテ生ジタル貨物損害ハ寄託者又ハ預  
 證券所持人ニ於テ負擔セラルベキモノトス

本證券記載ノ貨物ニ對シ法律又ハ官廳ノ命令ニ據リ  
清潔法又ハ消毒法ヲ施行シタルトキハ之ニ要スル費  
川並ニ之ニ由リテ生ジタル貨物損害ハ寄託者又ハ預  
證券所持人ニ於テ負擔セラルベキモノトス

寄託主

殿

| 品質 | 記號 | 荷造 | 數量 |     | 保管場所 | 保管料 | 火災保額 | 火災保費 | 摘要         |
|----|----|----|----|-----|------|-----|------|------|------------|
|    |    |    | 總量 | 平均個 |      |     |      |      |            |
| 第一 |    |    |    |     |      |     |      |      |            |
|    |    |    |    |     |      |     |      |      | 白入庫日至出庫日   |
|    |    |    |    |     |      |     |      |      | 橫濱火災保險株式會社 |

前記ノ貨物左ノ約定ニ依リ正ニ相預リ候寄託主又ハ同人指圖人へ本證券及ヒ第 號質入證券引換ニ可相渡候也

大正 年 月 日 日本社ニ於テ本券ヲ作成ス

橫濱市神奈川青木町拾番地

橫濱倉庫株式會社

支配人

約定

預證券又ハ質入證券ヲ授受スル者ハ左ノ各項ヲ承認シ之ニ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ  
 一 預證券及質入證券ハ未ダ質入裏書ヲ爲サザル間ハ各別ニ讓渡スルコトヲ得ズ  
 二 當倉庫部ニ於テ受寄物ニ付キ賠償ノ責任ズルハ雨漏、竊盜及粉失ノ場合ニ限リ天災事變、強盜、鼠喰、蟲入、其他抗拒スベカラザル事由受寄物ノ性質氣候ノ變遷尙造ノ不完全等ニヨリテ生ジタル損害ハ當倉庫部其責任ニ任セズ  
 三 受寄物ガ倉庫又ハ他ノ物品ニ損害ヲ及ボス虞アリト認ムルキハ書面又ハ當倉庫部ニ於テ相當ト認ムル新聞紙ヲ以テ寄託者又ハ預證券所持人ニ寄託物ノ出庫ヲ催告スベシ若シ此場合ニ於テ出庫ヲ怠リタルニヨリ損害ヲ生ジタルトキハ寄託者又ハ預證券所持人其責任ニ任ズベキハ勿論當倉庫部ハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ相當ノ處分ヲ爲スコトアルベシ  
 四 質入裏書ノ後其債權ノ辨濟期前二方リ寄託物ノ全部出庫ヲ求ムルトキハ預證券ヲ提出シ其辨濟期マテノ債權ノ全部ヲ當倉庫部ニ供託スベシ但一部出庫ヲ求ムルトキハ當倉庫部ト質權者ト特約アルモノニ限リ相當ノ金額ヲ差入ルベシ  
 五 火災保險ニ關スル事項ハ總テ當倉庫部ト火災保險會社トノ特約及該火災保險會社ノ營業規則ニ據ル  
 六 火災保險附寄託物ノ一部ノ出庫ヲ爲シタルトキハ保險金ハ其割合ニ應ジテ減ズベキモノトス  
 七 預證券又ハ質入證券ヲ讓渡シタルトキハ讓渡人及讓受人ハ即日書面ヲ以テ其旨ヲ當倉庫部ニ通知スベシ質入證券質權者ハ即日其證券ノ番號、債權額、利息割合、辨濟期日等ヲ通知スベシ  
 八 預證券又ハ質入證券ガ滅失シタル場合ニ於テ其所持人當倉庫部ニ於テ相當ト認ムル擔保ヲ供スルトキニハ新ニ證券ヲ交付スベシ但擔保ハ舊證券ノ除權判決確定ノ後ニ非レバ返戻セズ  
 九 保管期間満了ノ後出庫セザルカ又ハ寄託繼續ノ手續ヲ爲サザルトキハ期間後ハ二倍ノ保管料ヲ申受ケ期間後三ヶ月ヲ經テ尙出庫セザルカ又ハ出庫スル能ハザルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ從ヒ競賣其他相當ノ處分ヲナスコトアルベシ  
 十 受寄物ノ運搬、點檢、保存、見本ノ抽出、新證券交付等ニ關スル費用ハ總テ寄託者又ハ預證券ノ所持人ノ負擔トス  
 右ニ記載ナキ事項ハ總テ當倉庫部ノ營業規則及商法ノ定ムル所ニ據ル

質權 一金  
 辨濟期日 大正 年 月 日  
 利息 歩合 第一質權者

(預證券の裏)

買 讓 與

此證券之貨物  
候也  
大正 年 月 日  
殿又ハ其指圖人へ御渡可被下

此證券之貨物  
候也  
大正 年 月 日  
殿又ハ其指圖人へ御渡可被下

此證券之貨物  
候也  
大正 年 月 日  
殿又ハ其指圖人へ御渡可被下

一 部 出 庫

| 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 大正 年 月 日 | 受取タル<br>年月日 | 受取タル<br>個數 | 受取人氏名印 | 供託金 | 質權者印 | 當會社認印 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|------------|--------|-----|------|-------|
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |
|          |          |          |          |          |          |          |          |          |             |            |        |     |      |       |

前記一部出庫ニ對スル供託金合計金  
殿へ支拂候也

本日

横濱倉庫株式會社

此證券之貨物悉皆正ニ受取候也

大正 年 月 日

本證券記載ノ貨物ニ對シ法律又ハ官廳ノ命令ニ據リ  
清潔法又ハ消毒法ヲ施行シタルトキハ之ニ要スル費  
川並ニ之ニ由リテ生ツタル貨物損害ハ寄託者又ハ預  
證券所持人ニ於テ負擔セラレベキモノトス



(買入證券の裏)

| 裏書讓渡                               |                                    |
|------------------------------------|------------------------------------|
| 本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也<br>大正 年 月 日<br>殿 | 本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也<br>大正 年 月 日<br>殿 |
| 本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也<br>大正 年 月 日<br>殿 | 本證券ハ預證券ト共ニ貴殿ニ讓渡候也<br>大正 年 月 日<br>殿 |

| 内出 |   |   |   |   |        |
|----|---|---|---|---|--------|
| 年  | 月 | 日 | 個 | 數 | 受取人氏名印 |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |
| 大正 | 月 | 日 |   |   |        |

質權設定  
 一金  
 辨濟期日大正 年 月 日 辨濟場所  
 右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ本券引換ニ無相違辨濟可仕候也  
 大正 年 月 日  
 殿

質權讓渡  
 前記ノ金額ハ  
 大正 年 月 日  
 殿又ハ同人指圖人ニ御支拂可被成候也  
 前記ノ金額ハ  
 大正 年 月 日  
 殿又ハ同人指圖人ニ御支拂可被成候也

一金  
 寄託物件競賣代金精算ヲ遂ゲ前記之金額質權者  
 大正 年 月 日  
 二正ニ支拂候也  
 横濱倉庫株式会社

前記金額正ニ請取候也  
 大正 年 月 日



|     |      |          |
|-----|------|----------|
| 手切小 | 先渡高金 | 大正 年 月 日 |
|-----|------|----------|



株式會社商業銀行御中

大正 年 月 日

御拂渡可被成候也

右金額名差人又ハ此切手持參人



當座小切手  
渡先

第 號

|     |      |    |     |
|-----|------|----|-----|
| 號番  | 支拂   | 金額 | 受取人 |
| 振出日 | 支拂期日 |    |     |

第 號  
約束手形  
一金  
右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ハ此  
手形引換ニ無相違御仕拂可申候也  
振出地  
支拂期日  
支拂場所  
大正 年 月 日

|          |                           |          |                           |          |                           |          |                           |          |                           |
|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|
| 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也 | 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也 | 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也 | 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也 | 大正 年 月 日 | 表面之金額<br>又ハ同人指圖人ハ御仕拂可被成候也 |
|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|

(英文領收書)

No. \_\_\_\_\_

Received from \_\_\_\_\_

Yokohama,

Japan and America Trading Co.,  
(Nishibei Shokai)

\* \_\_\_\_\_

第三十一回

三十四、現金貳千圓を當座へ繰入る、本日當座預金通帳を銀行に提出して記入を受く

關係書類









第三十三回

三十六、仙臺出張員山本正吉歸店す、假渡金五拾圓を營業費に振替ふ  
九月十七日(火曜日)

第三十四回

三十七、支配人堅木敏三郎神戸より歸店す、假出金百圓の内貳圓を現  
金に戻入る、支配人持ち歸りの湯淺商會手附金參千七百五拾圓第一銀  
行神戸支店保證小切手を當座へ預け入る

關係書類

- (1) 小切手
- (2) 入金票
- (3) 賣買契約書(湯淺商會對)

第 號

當座小切手

渡先

右金額名差人又ハ此切手持參人、  
御拂渡可被成候也

大正 年 月 日

會社 第一銀行神戸支店御中







(賣買契約書)

(賣買契約書)



三十八、日本製粉會社より次の賣約書を受取る

賣約書

追テ裏面記載事項ノ通り契約致候也

大正 年 月 日

東京市深川區東扇橋八番地

日本製粉株式會社

支配人